

我が国における生産物分類策定の現状と課題

植松良和、永井一郎、坂田大輔
(総務省政策統括官(統計基準担当))

はじめに

1970年代初頭、国連等の国際機関によって策定された国際的な分類間で調和を図ろうとする取り組みが始まり、その中で、生産物に関する標準な分類が必要になるという認識が生じた。そして1970年代後半には、国連において生産物分類の策定作業が開始された(United Nations 2015, vii-viii)。国連の中央生産物分類(Central Product Classification:以下、CPCと略記する)は、暫定版が1991年に公刊され、さらに第1版が1998年に公刊された。

2015年に公刊された第2.1版では、その主たる目的を「すべての経済体における生産活動の結果である財及びサービスを分類すること」(United Nations 2015, iii)としている。現在、これと同様の目的を持った生産物分類としてアメリカ合衆国・カナダ・メキシコの北米生産物分類体系(North American Product Classification System:以下、NAPCSと略記する)や、EUの活動別生産物分類(Classification of Products by Activity:以下、CPAと略記する)等が開発されており、統計作成などにおいて活用が進められている。これに対して、我が国では、現在、統計を商品別に表示する場合の標準として日本標準商品分類が存在するが、同分類は輸送可能な財分野のみでありサービス分野に関しては未整備であるほか、平成2年6月を最後に改定が行われていないなどの状況にある。

以下、本稿では次の構成で、我が国の生産物分類策定の状況について概説する。まず、第1節では、生産物策定に関するこれまでの経緯及び現在の生産物分類策定の基本的な流れについて概説する。次に、第2節では、生産物分類策定における基本的な考え方について概説する。第3節では、第1節や第2節で示した生産物分類策定の基本的な流れや基本的な考え方に沿って、実際にどのように生産物分類策定が進められているかを「法律事務所・特許事務所」と「本社サービス及び持株会社サービス」に関する分類策定を例として概説する。前者は、ある産業における分類策定の検討過程の例であり、後者は、全産業に横断的に生じる事柄に関する分類策定の検討過程の例である。そして、最後に、むすびにかえて、今後、生産物分類策定を進める際に検討していかなければならない分類策定上の課題について概説することとする¹。

1. 我が国における生産物分類策定の現状

1-1. これまでの経緯

我が国における生産物分類に関する議論は、2009年3月及び2014年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」と略記する)を通じて進んだ。

2009年の第1期基本計画では「日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位

¹ 本稿の内容は、基本的に2018年9月20日に行われた、第16回生産物分類策定研究会の時点までに行われた議論を元に作成されている。このため、我が国の生産物分類に関する本稿の内容は、全て最終的な確定前のものであり、最終的な生産物分類やその考え方と合致するものでは必ずしもないことを留意されたい。

に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」（総務省 2009, p.45）ことの検討が求められた。これに伴い、総務省では、関係府省及び学識経験者により構成される検討会議を開催し検討を行った。

検討会議では、①「我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと」、②「国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと」、そして、③「現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと」が指摘され、結果として「現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない」ことになった（総務省政策統括官（統計基準担当）2014, p.49）。

しかしながら、続く 2014 年の第 II 期基本計画において、「各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益である」（総務省 2014, p.8）との指摘がなされ、「生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める」（総務省 2014, p.34）こととなった。

そして、2017 年 5 月に統計改革推進会議決定がなされた『統計改革推進会議の最終取りまとめ』（以下、「最終取りまとめ」と略記する）において、GDP 統計の精度向上を図るために産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行を目指す上での基盤整備として「総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023 年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う」（統計改革推進会議 2017, p.11）ことが決定された。

過去の議論では、全ての政府統計に適用される統計基準として生産物分類を策定する必要性が明確でなかったことが、検討が進まない要因の一つとなっていたが、最終取りまとめの決定により、GDP 統計の精度向上を図るための産業連関表の SUT 体系への移行に資するよう、国民経済計算や産業連関表等の加工統計と経済センサスなどその主要な推計基礎統計を中心に適用するための統計分類として策定する、という目的が明確化された。

こうした中で、総務省では、以前からの検討に加え、2017 年 5 月から、関係府省及び学識経験者からなる生産物分類策定研究会を開催し、生産物分類の策定を進めることとなった。

1-2. 生産物分類策定研究会

生産物分類策定研究会（以下「研究会」と略記する）は、座長の宮川幸三教授（立正大学）を中心に、3 名の構成員（居城琢准教授（横浜国立大学）、菅幹雄教授（法政大学）、牧野好洋教授（静岡産業大学））及び 1 名の審議協力者（中村洋一教授（法政大学））並びに関係府省の出席者で構成されている。

2018 年 10 月 1 日時点で、表 1 のとおり、16 回の研究会が開催されている。このうち、第 1 回から第 5 回までの間に生産物分類の策定に関する基本的な考え方について議論が行われ、後述する「生産物分類策定における基本的な考え方」が定められた。

第6回以降は、基本的に日本標準分類の大分類ごとに各産業分野における生産物（サービス）の検討を行っている。

1-3. 分類案作成の基本的な流れ

生産物分類の策定は、まず、主に日本標準産業分類の小分類又は中分類ごとに、同分類に該当する企業・事業所が産出する生産物リストを作成する。そして、それを研究会で検討し、それを踏まえて修正を行った後、再度研究会で検討する、という流れで進めている（図1参照）。

生産物リストには一次原案と二次原案があり、一次原案の作成では、NAPCSと、NAPCSを用いて一部細分化などを行った2017年アメリカ経済センサスの調査品目、CPA、CPCを参考に作成を行うが、中でも特に需要（用途）ベースの分類概念に基づくNAPCS及びアメリカ経済センサスの調査品目を参考にしている。

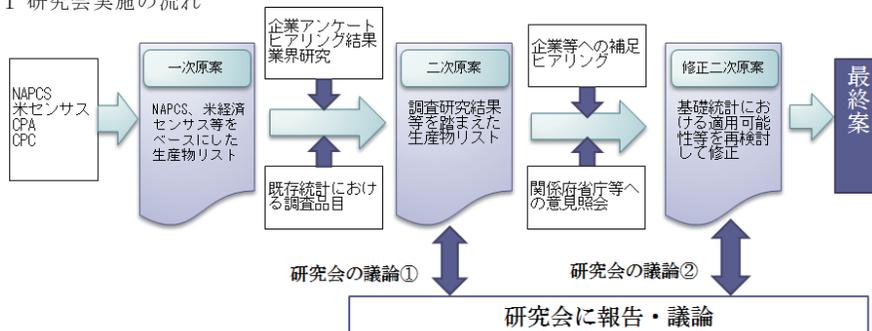
表1 生産物分類策定研究会の日程と主な議題（2018年9月までの開催分）

回	開催日	主な議題	回	開催日	主な議題
第1回	2017/5/26	生産物分類策定研究会の開催	第11回	2018/4/24	L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業
第2回	2017/6/20	分類構成の在り方			
第3回	2017/7/28	生産物分類の策定に関する意見	第12回	2018/5/28	O 教育, 学習支援業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 L 学術研究, 専門・技術サービス業
第4回	2017/9/15	生産物分類策定の基本的な考え方			
第5回	2017/10/25	生産物分類策定の基本的な考え方			
第6回	2017/11/20	L 学術研究, 専門・技術サービス業	第13回	2018/6/26	N 生活関連サービス業, 娯楽業
第7回	2017/12/22	H 運輸業, 郵便業	第14回	2018/8/9	P 医療, 福祉 K 不動産業, 物品賃貸業
第8回	2018/1/30	L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業			
第9回	2018/3/6	F 電気・ガス・熱供給・水道業 L 学術研究, 専門・技術サービス業	第15回	2018/9/6	G 情報通信業 O 教育, 学習支援業
		K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業			
第10回	2018/3/22		第16回	2018/9/20	R サービス業(他に分類されないもの) N 生活関連サービス業, 娯楽業

続いて、一次原案を参考に二次原案を作成するが、生産物分類は、経済センサスなどSUTの推計における重要な基礎統計の調査品目の区分として使用が想定されているため、調査回答者となる企業が報告可能な区分となっていることが重要となる。そこで二次原案を作成するに当たり、各種資料に基づく検討に加えて、企業・事業所における当該区分ごとの売上高の報告可能性の確認のため、企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を行っている。そして、それらを踏まえた上で、基礎統計における報告可能性が比較的高いと考えられる水準で区分された最下層分類項目とその内容例示のほか、複数の最下層分類項目を統合した統合分類項目からなる二次原案を作成している。

この二次原案を中心に1回目の研究会を開催し、そこでなされた議論を元に二次原案の修正作業が行われる。修正作業では、企業等への補足ヒアリングや関係府省等への意見照会も行う。そして作成された修正二次原案をもとに2回目の研究会が開催される。したがって、二次原案が最終案となるまでには、少なくとも2回の研究会で議論が行われることになる。

図1 研究会実施の流れ



2. 生産物分類策定における基本的な考え方

2-1. 生産物の範囲

以下では、第5回研究会(2017年10月)で決定された「生産物分類策定の基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」と略記する)について概説する。

「基本的な考え方」では、生産物を「経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのものを含む」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)と定義している。したがって、生産物の中には、①有形財(輸送可能財・輸送不可能財(建物等))、②無形財(ソフトウェア、研究開発、特許、商標、著作権等の知的財産等)、③サービス、が含まれる一方で、土地及び金融資産・負債は含まれない。

この定義により、①政府サービス、②企業内取引(本社サービス、自家輸送等)、③自己勘定総固定資本形成(企業内研究開発、自社開発ソフトウェア等)、といったものも生産物に含まれることになる。しかしながら、これらを実際に生産物分類として設定するか否かについては、個別に検討を行うものとしている。

2-2. 分類の基準

SUT特に使用表においては、生産物ごとにどの用途とされているかを把握する。このため、生産物分類がその基準となることを踏まえ、生産物の区分は、「用途の類似性」に着目して行うこととなった。「基本的な考え方」では、用途の類似性を検討するに際しての観点として、①生産物の需要先と②生産物の代替性の2点を挙げている。より具体的に言うと、それぞれ次のような検討をすることとなる。

①の「生産物の需要先」では、「中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)。これに対して、②の「生産物の代替性」では、「代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)こととした。

また、これらに加えて、「一般的に認識される生産物の特性の違いや国際比較可能性」についても考慮することとされた(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)。

したがって、生産物分類の策定では、「生産物の需要先」、「生産物の代替性」、「生産物の特性」、及び「生産物の国際比較可能性」が検討の中心となるが、上述のように「基礎統計における報告可能性」も生産物分類にとって重要な要素である。

2-3. 分類の構成と他の統計分類との関係

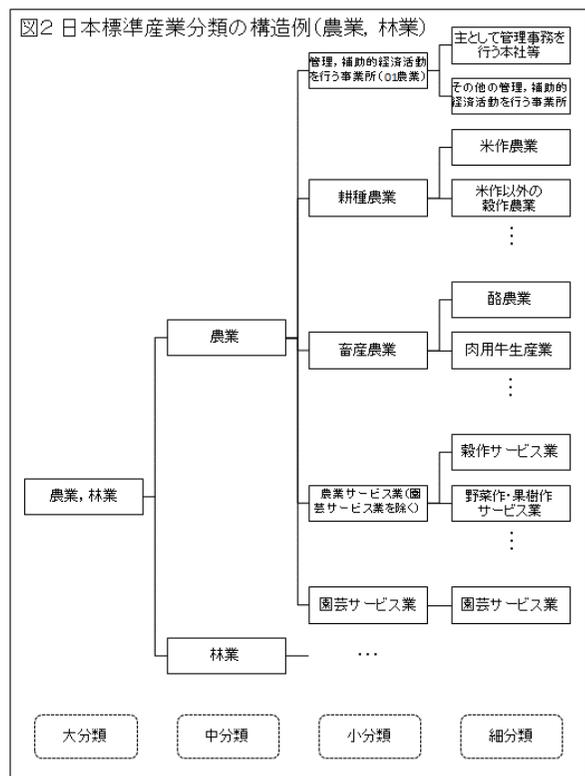
一般的に統計分類は、ツリー構造を持っている。例えば、日本標準産業分類であれば、図2のように大分類、中分類、小分類及び細分類の4つの階層からなっており、細分類が最下層で最も細かい分類となっている。

「基本的な考え方」では、生産物分類では最下層の分類項目において、「SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)をもつ分類とする方針が定められている。後述するように、現在作成中の分類原案では、最下層分類とそれを基本的な考え方に沿ってまとめた統合分類の作成を行っている。これらをさらに多くの階層からなる分類構造にするか否かについては、今後、検討が行われることとなる。

分類の階層構造は他の分類との対応関係についても影響を及ぼす事項である。「基本的な考え方」では、生産物分類と日本標準産業分類の対応表を作成することを予定している。そして、その際、「各種基礎統計及び経済指標の作成及び利用における利便性を確保するため、最下層のみならず中位層レベルにおける対応関係の整理についても検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)こととしている。

またこの他に、国連の生産物分類であるCPC及び関税分野における分類である「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」との対応表を作成する予定である。

(なお、HSについては、財を対象としているため、サービス分野の生産物分類と対応しない。)



3. 生産物分類検討の実例

3-1. 「法律事務所・特許事務所」分野における生産物の検討事例

以下ではまず、「法律事務所・特許事務所」の分野における分類の検討課程を概観していくこととする。「法律事務所・特許事務所」は、産業ごとの生産物の検討を初めて行った第6回研究会において検討された産業である。日本標準産業分類上、「法律事務所・特許事務所」は小分類の分類項目で、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」下の中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」に含まれる。第6回研究会では、同時に、大分類L下の中分類である「自然科学研究所」、「人文・社会科学研究所」、「公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所」、「行政書士事務所」、「公認会計士事務所、税理士事務所」、「社会保険労務士事務所」及び大分類L下の中分類「経営コンサルタント業、純粋持株会社」に含まれる細分類「経営コンサルタント業」についても検討が行われた。

表2は一次原案の作成用に整理されたNAPCS、アメリカ経済センサスの調査品目、CPA、及びCPCの表を元に作成したものである²。上述のように、一次原案作成においては、需要(用途)ベースの分類概念に基づくNAPCS及び2017年アメリカ経済センサスの調査品目を参考にしており、研究会に提出された一次原案は2017年アメリカ経済センサスの調査品目と同様の構造を持っている(表3参照)。

次に、研究会での議論の中心となる二次原案を一次原案から作成するが、上述のように、ここでは、企業へのアンケート調査やヒアリングの結果、各種資料にもとづく業界研究、既存統計における調査品目といった情報を活用している。こうした情報などを元にさらに検討を進めていった結果、作成されたのが表3中の二次原案に示されている分類案である。

こうして作成された「法律事務所・特許事務所」の二次原案に関連して、いくつかの意見や質問が研究会で出された。そうした意見や質問の一つとして、「個人向け」及び「法人向け」という用語に関する意見があった。表3及び表4にあるとおり、第6回研究会に提出された二次原案では、分類項目に「個人向け」及び「法人向け」という用語が使用されている。これに対して、「個人向け」及び「法人向け」という用語では、個人企業に対して提供したサービスの部分を調査の際にどちらに分類するのか、調査回答者の判断が分かれる可能性があるため、定義が明確になるような名称を検討すべきとの指摘がなされた。研究会後、検討を行った結果、「個人向け」を「一般消費者向け」へ、「法人向け」を「事業者向け」へと修正するという案が出された。

また、「法律事務(不動産)」の定義に関連する質問があった。研究会に提出された資料では、「法律事務(不動産)」の定義を、「不動産取引等に係る相談、調査、書類作成、登記の代理、交渉、訴訟活動など(区分できない個人向けを含む)」としていたが、この「区分できない個人向けを含む」という点に対して、こうした定義をもつ項目³には、法人向け、個人向けがすべて包含され、法人向けと個人向けの合算値が把握されると考えてよいか、という質問がなされた。「法律事務(不動産)」は法人向けと個人向けが混在する生産物となっていた。設定した定義に従えば、「法律事務(不動産)」には「法人向け」、「個人向け」が包含され、当該項目では「法人向け」と「個人向け」の合算値を把握することになるという回答になるが、第8回研究会において、こうした定義を用いるこ

² 表2及び表3の内容は研究会に提出されている。実際に提出された表については、総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)を参照されたい。

³ 「法律事務(不動産)」と同様に、「法律事務(労働法)」や「司法書士事務(不動産権利登記)」にも「区分できない個人向けを含む」と定義されており、研究会における質問の対象となった。

とによって調査上の問題が生じる可能性が指摘されたため、定義の変更を検討することとなった。

第 8 回研究会において指摘された調査上の問題点とは、次のようなものである。「法律事務所・特許事務所」の二次原案で設定された生産物分類は統合分類レベルでは、「特許事務」を除くと個人向けの「個人向け法律事務」と法人向けの「法人向け法律事務」に分類されている。したがって、もし、統合分類の項目を用いて調査票を作成した場合、法律事務の売上は、個人向けと法人向けに分けて把握されることとなる。一方で、最下層分類の項目を用いて調査票を作成した場合、「法律事務(不動産)」には個人向けが含まれることになるため、調査結果から「法人向け法律事務」の集計値を計算した際に、個人向けが一部含まれ、反対に「個人向け法律事務」からは一部の個人向けが除かれることになる。つまり、統合分類の項目を用いた調査票で調査した場合の「法人向け法律事務」及び「個人向け法律事務」の値との間には原理的にずれが生じることになる。

検討の結果、この混在の問題を回避するため、「法律事務(不動産)」を「法律サービス(一般消費者の不動産問題)」及び「法律サービス(事業者の不動産問題)」に分割する案が提案された(同様の観点から、「法律事務(労働法)」も「法律サービス(被用者の労働問題)」と「法律サービス(使用者の労働問題)」に分割することとなった)。

3-2. 生産物分類における本社及び持株会社のサービスに関する取扱いの検討

上述した、「法律事務所・特許事務所」における生産物の検討過程は、ある産業から主に産出される生産物に焦点を当てた検討作業の過程といえる。生産物分類の策定作業では、こうしたある産業ごとの生産物分類の検討以外にも、全産業において横断的に発生する事柄についての検討が必要となることもある。そうした検討の一つとして、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」⁴の取扱いに関する検討がある。

すでに述べた通り、「本社サービス」は定義上生産物の範囲に含まれる。しかしながら、実際に生産物分類として設定するか否かについては別途検討するとされていたものである。その後の検討では「本社サービス」及び関連する「持株会社のサービス」を生産物分類の分類項目として設定することには、①日本標準産業分類に対応する生産物を設定できる⁵、②海外の生産物分類との比較可能性を確保出来る、③国内及び海外における本社活動の把握に資する、④投入構造の変化の適切な把握に資する、といった意義が明らかになった。

こうした意義に鑑み、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」の設定についての検討が行われた。以下では、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」についての現時点での検討内容を概観していくこととする⁶。

⁴ 本社活動は、経営企画、管理、総務、経理、広報、営業などいわゆる間接的な活動である。

⁵ 現在の日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改訂)では、全 99 個の中分類のうち、93 の中分類について、それぞれ「管理、補助的経済活動を行う事業所」という小分類が設定されており、その細分類として「主として管理事務を行う本社等」が設定されている。

⁶ 本項の記述は、主に総務省作成の総務省政策統括官(統計基準担当)(2018b)の記述に、第 11 回生産物分類策定研究会で行われた議論の内容(総務省政策統括官(統計基準担当)(2018c)にもとづく)を加えて再構成したものである。

表 2 法律事務所・特許事務所に関する国外の生産物分類

NAPCS	2017年米国経済センサス	CPC
差押え執行サービス	差押え執行サービス	法律サービス
法務サービス(刑法)	刑法	刑法に関する法律顧問及び弁護士
法務サービス(遺言・財産権・信託財産)	遺言・財産権・信託財産	その他の法律分野に関する法律顧問及び弁護士
法務サービス(家族法)	家族法	法的文書作成及び証明サービス
法務サービス(不動産法)	不動産法	その他の法的サービス
法務サービス(企業法・商法)	企業法・商法	仲裁及び調停サービス
	破産法	その他、他に分類されない法律関連サービス
	知的財産法	
	税法	
	他に分類されない企業法・商法	
法務サービス(民事過失法)	民事過失法	公証サービス
法務サービス(労働法・雇用法)	労働法・雇用法	仲裁及び調停サービス
法務サービス(その他の民事法)	その他の民事法	競売法的サービス
	環境法	その他の法律業務
	国際法・公法	
	医療法	
	その他の民事法(入管法、消費者法、その他の刑法以外の法)	
法務専門家立会いサービス、その他の法務コンサルティングサービス	法務専門家立会いサービス、その他の法務コンサルティングサービス	
法務・特許資料申請、調査サービス	法務調査・文書サービス	
	不動産権原、要約、調停サービス	
	特許・商標・著作権・その他の知的財産申請資料作成及び調査サービス	
	他に分類されない文書作成及び調査サービス	
令状送達人サービス	令状送達人サービス	
他に分類されないその他の法務支援サービス	他に分類されないその他の法務支援サービス	
仲裁・調停サービス(環境を除く)	仲裁・調停サービス	
	仲裁・調停サービス(国際商取引)	
	仲裁・調停サービス(国際商取引を除く)	
公証・認証サービス	公証・認証サービス	

注1) NAPCSは大分類 (sections)、中分類 (subsections)、小分類 (divisions)、細分類 (groups)、細々分類 (subgroups)、三国際生産物 (trilateral products) という六つの階層を持っている。本表のNAPCSの分類項目は全て最も細かい三国際生産物の項目である。

注2) 本表では、字下げは階層構造を表している。例えば、CPCでは、「法律サービス」が一つの階層で「刑法に関する法律顧問及び弁護士」などの4項目に細分化される。さらにもう一つの階層では、「その他の法的サービス」のみが「仲裁及び調停サービス」と「その他、他に分類されない法律関連サービス」に細分化され、「刑法に関する法律顧問及び弁護士」などの「その他の法的サービス」以外の項目は細分化されず、同名の生産物が下の階層にも存在することになる(上記の通りNAPCSはすべて同一階層の三国際生産物のため、字下げされている項目はない)。

出所) 総務省政策統括官 (統計基準担当) (2017b) を元に作成。

表 3 第一次原案と第二次原案

第一次原案(一部略)
差押え執行サービス
法務サービス(刑法)
法務サービス(遺言・財産権・信託財産)
法務サービス(家族法)
法務サービス(不動産法)
法務サービス(企業法・商法)
法務サービス(破産法)
…
法務サービス(民事過失法)
法務サービス(労働法・雇用法)
法務サービス(その他の民事法)
法務サービス(環境法)
…
法務専門家立会いサービス、その他の法 務コンサルティングサービス
法務・特許資料申請、調査サービス
不動産権原、要約、調停サービス
…
令状送達人サービス
他に分類されないその他の法務支援サ ービス
仲裁・調停サービス
仲裁調停サービス(国際商取引)
仲裁調停サービス(国際商取引を除く)
公証・認証サービス

10)における表彰項目
法律事務所、特許事務所
公証人役場、司法書士事務所
公認会計士事務所、税理士事務所
経済センサスにおける調査項目
法律事務所
特許事務所
公証人、司法書士事務所
土地家屋調査士事務所
行政書士事務所
公認会計士事務所
税理士事務所
社会保険労務士事務所
企業アンケート結果にもとづく分類案
<法律事務所>
遺言・相続
成年後見
借金問題・債務整理
財産管理
労務・人事
破産事務
交通事故
訴訟
証書作成
登記
<特許事務所>
特許・商標・意匠・実用新案登録
特許調査
商標調査
異議申立
鑑定
発明相談

第二次原案
個人向け法律事務
法律事務(刑事事件)
法律事務(遺言・相続)
法律事務(離婚)
法律事務(成年後見)
法律事務(債務整理)
その他の個人向け法律事務
法人向け法律事務
法律事務(不動産)
法律事務(企業法務)
法律事務(労働法)
その他の法人向け法律事務
特許事務
特許事務(国内)
特許事務(内外)
特許事務(内外)

注) 字下げは階層構造を表している。例えば、第二次原案では、「特許事務」は下の階層で「特許事務(国内)」、「特許事務(内外)」及び「特許事務(内外)」の3つの生産物に細分化されており、これらは最下層分類である。「個人向け法律事務」と「法人向け法律事務」は「特許事務」と同じ階層の生産物であり、これらは統合分類である。

出所) 総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)を元に作成。

表 4 第二次原案と修正第二次原案

第二次原案	修正二次原案
個人向け法律事務	一般消費者向け法律サービス
法律事務(刑事事件)	法律サービス(刑事事件)
法律事務(遺言・相続)	法律サービス(遺言・相続)
法律事務(離婚)	法律サービス(離婚)
法律事務(成年後見)	法律サービス(成年後見)
法律事務(債務整理)	法律サービス(債務整理)
その他の個人向け法律事務	法律サービス(一般消費者の不動産問題)
法人向け法律事務	法律サービス(被用者の労働問題)
法律事務(不動産)	その他の一般消費者向け法律サービス
法律事務(企業法務)	事業者向け法律サービス
法律事務(労働法)	法律サービス(事業者の不動産問題)
その他の法人向け法律事務	法律サービス(企業法務)
特許事務	法律サービス(使用者の労働問題)
特許事務(国内)	その他の事業者向け法律サービス
特許事務(内外)	特許事務
特許事務(外内)	特許事務(国内)
	特許事務(内外)
	特許事務(外内)

出所) 総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)及び、総務省政策統括官(統計基準担当)(2018a)を元に作成。

3-2-1. 海外の生産物分類における取扱

まず、海外の生産物分類について見てみると(表5参照)、本社サービスについては、CPC、CPA、NAPCSともに、企業グループを管理統括する持株会社のサービス又は複数事業所を有する企業を管理統括する本社事業所のサービスを想定している。

しかしながら、本社サービスの定義・範囲について見ると、CPC及びCPAが管理統括活動のみを対象としているのに対して、NAPCSでは、本社サービスを管理統括活動のほか、人事、会計、広報、研究開発等の付随的活動も含む複合サービスとして定義しているという違いがある。また、CPC及びCPAの本社サービスは、概念上、売上が発生しない企業内取引も対象としているが、NAPCSでは企業内取引は対象外とするといった違いもある⁷。

CPC及びCPAでは「持株会社サービス」も設定されている。これは、持株会社が他の企業の経営権を取得する目的で当該企業の株式を保有するサービスであり、管理統括業務は含まれないものとして設定されている。これに対して、NAPCSには持株会社サービスはないが、類似する生産物として「自己勘定における売買目的有価証券・商品契約(利子及び配当金を含む)」が存在している。

⁷ EU統計局及びアメリカセンサス局への照会結果による。

表 5 NAPCS、CPC、CPA における本社サービス及び持株会社サービスの分類と定義

生産物分類	本社サービス	株式保有サービス
NAPCS	<p>81 会計、経営、管理及び各種サービス 811 会計、経営、管理及び各種サービス 81102 受託管理・運用サービス(資産及び建設プロジェクト管理を除く) 8110202 企業向け本社業務サービス 811020201 企業向け本社業務サービス <u>81102020101 企業向け本社業務サービス</u></p> <p>企業の本社が当該企業の他の部門に提供する複合サービス。サービスは社内で製作することも、外部のベンダーから購入することもある。複合サービスには、戦略計画、財務管理、人事管理、会計、法務、事務管理、研究開発、広告、保険、知的財産のライセンス、フランチャイズ、ファイナンス、IT 管理などのサービスの一部または全部が含まれる。</p> <p>含まれるもの： 直接および移転価格設定の両方を通じ、企業の他の部門に提供される複合サービス</p> <p>除外項目： 個別に販売された個々のサービスは、提供されたサービスの種類によって分類される。</p>	<p>(該当する分類なし)</p> <p>※類似する生産物 41102060101 自己勘定における売買目的有価証券・商品契約(利子及び配当金を含む)</p> <p>キャピタルゲインのための自己勘定での証券及び商品契約の売買</p>
CPC	<p>8 事業及び生産サービス 83 専門的及び技術的な業務サービス(研究、開発、法務及び会計サービスを除く) 831 経営コンサルティング及び管理サービス; 情報技術サービス 8311 経営コンサルティング及び管理サービス <u>83118 本社サービス</u></p> <p>含まれるもの： 本社によって同じ企業内の他の部門に提供される戦略的経営サービス</p>	<p>7 金融及び関連サービス、不動産サービス、レンタル及びリースサービス 71 金融及び関連サービス 717 金融資産保有サービス 7170 金融資産保有サービス <u>71701 子会社の株式保有サービス</u></p> <p>含まれるもの： 持株会社によって提供されるサービス。つまり、経営権を保有するために企業の株式(又はその他の持分)を保有すること。</p>
CPA	<p>M 専門、科学及び技術サービス 70 本社サービス、経営コンサルティングサービス 70.1 本社サービス 70.10 本社サービス 70.10.1 本社サービス <u>70.10.10 本社サービス</u></p> <p>含まれるもの： 本社によって同じ企業内の他の部門に提供される戦略的経営サービス</p> <p>除外項目： 管理統括を行わない持株会社サービス(64.20.10参照)</p>	<p>K 金融及び保険サービス 64 金融サービス(保険及び年金基金を除く) 64.2 持株会社のサービス 64.20 持株会社のサービス 64.20.1 持株会社のサービス <u>64.20.10 持株会社のサービス</u></p> <p>含まれるもの： 主として、経営権を保有するために企業の株式(又はその他の持分)を保有する持株会社のサービス</p>

注) 本表は CPC、CPA 及び NAPCS に基づき、総務省で仮訳・整理を行った。

出所) 総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, pp.3-4

3-2-2. 我が国の持株会社の売上高及び企業の本社経費について

「純粋持株会社実態調査」(経済産業省)によると、持株会社の売上高及び営業収益として、受取配当金、受取利息、経営指導料や業務委託手数料等のグループ運営収入、資産の賃貸料・使用料収入が計上されている。

表 6 を見ると、こうした純粋持株会社の売上高又は営業収益のうち、受取配当金の割合は 7 割以上にのぼり、その大半を占めていることがわかる。この受取配当金には、①税務上、二重課税を排除するために株式保有割合に応じて全額又は一部が益金不算入となる、②子会社では配当金は損益計算書に計上されない、などの特性があり、他のグループ運営収入や賃貸料収入とは異なる性格を有している。

企業の本社活動についてみると、本社活動による売上は基本的に発生しないため、経費として把握する必要がある。しかしながら、本社活動のみの経費を把握することは基本的に難しい⁸。

表 6 純粋持株会社の売上高又は営業収益(関係会社との間で発生したもの)(百万円)

区分	概要	売上高又は営業収益
受取配当金	保有株式に伴い得られた配当(営業外に該当するものを除く)	2,265,267
受取利息	貸出に伴う利息(営業外に該当するものを除く)	41,927
グループ運営収入及び類するもの	グループ運営のための各種サービスを提供し、その対価として得た収益。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、運営費用収入、グループ運営収入、グループ経営運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料、業務委託手数料、商標使用料などに該当(営業外に該当するものを除く)	536,016
資産の賃貸料・使用料収入	不動産等(器具・備品、ソフトウェア等の資産含む)の賃貸・使用料。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、資産利用料、不動産賃貸収入・不動産事業収入などに該当(営業外に該当するものを除く)	117,558
事業活動を通じて得られる収入	純粋持株会社として自ら事業活動(資産の賃借を除く)を行って得た収益(営業外に該当するものを除く)	32,485
その他	上記に含まれない収益(営業外に該当するものを除く)	77,263
合計		3,070,516

注)「平成 27 年純粋持株会社実態調査」(経済産業省)に基づき、総務省が作成した。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.4

3-2-3. 本社サービス及び持株会社サービスの分類原案

以上の諸点を踏まえ、日本標準産業分類の「主として管理事務を行う本社等」と「純粋持株会社」が生産するサービスについて、表 7 のように分類原案が作成された。まず、本社等の主業としての生産物については、「複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるもの」と定義され、統合分類・最下層分類で「本社サービス」一つに集約された。今回の

⁸ ただし、産業連関構造調査のひとつである「企業の管理活動等に関する実態調査」では、複数事業所を有する企業・団体に対して、企業全体の販売費及び一般管理費の詳細を調査しており、本社の管理活動等に要した経費についても「本社(建物)において管理活動等に係る業務を行う役員及び部門等に要した経費です。本社(建物)内であっても、本社営業部、本社工場のように直接的な事業活動を行う部門等の活動に要した経費は含みません。」(総務省ホームページ 企業の管理活動等に関する実態調査(平成 23 年(2011 年)産業連関構造調査)「企業の管理活動等に関する実態調査 調査票」http://www.soumu.go.jp/main_content/000286855.pdf (2018 年 11 月 26 日最終確認))と定義して、調査している。

設定案における本社サービスの対象範囲は、企業内取引としての「管理統括活動」と「付随的活動」としている(表 8 参照)。これに対して、CPC及びCPAでは、企業内取引のほか対価を得て提供するサービスも概念上含めているが、その範囲は基本的に「管理統括活動」に限定している。NAPCSでは、企業内取引は対象外としているが、その範囲は「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとしている(表 9 参照)。個別に販売された個々のサービスについては、提供されたサービスの種類によって、それぞれ別掲の生産物に分類されることとしている。企業内研究開発は、「本社サービス」にもともと含まれず、別の分類項目である「研究開発のオリジナル」に含まれるとした。

持株会社等の主業としての生産物は、統合分類レベルで二つに区分した。まず、一つ目は、「持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)」である。これは、上述のように、受取配当金が、他のグループ運営収入や賃貸料収入とは異なる性格を有すること及び受取配当金の額が純粋持株会社の売上高又は営業収益の大半を占めていることを考慮したためである。「持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)」は最下層レベルでさらに区分することはせず、統合分類と同じ名称の最下層分類が設定されている⁹。

二つ目は、フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはないと考え、フランチャイズ本部によるサービスも含めた、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」である。「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」は最下層分類レベルで「経営指導サービス」、「商標(ブランド)使用許諾サービス(ロイヤリティ)」、及び「その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」の三つに区分されている。ただし、持株会社では、ロイヤリティ収入や商標(ブランド)使用料を、その他のものと併せて、グループ運営収入とし、一括して計上されるケースがある。また、これまでの生産物分類の検討では、商標権(ブランド)使用料は、「産業財産権の使用許諾サービス」に含まれるものと整理しており、現時点の案では重複が生じている。こうした点については、今後調整を行う必要がある。

表 7 本社及び持株会社のサービスの設定方針案

【本社等】

生産物分類名	定義
本社サービス	(統合分類)
本社サービス	<p>複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものをいう。具体的には、管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等のサービスを含む。</p> <p>企業内研究開発は、別掲の「研究開発のオリジナル」に、請負(制作)サービスとして対価を得て行われる研究開発は、別掲の「研究開発サービス」に分類される。</p> <p>経営指導やシェアードサービス等として、対価を得て本社サービスの一部又は全部を提供している場合は、別掲の「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」に分類される。</p> <p>また、個別に販売された個々のサービスは、提供されたサービスの種類によって、それぞれ別掲の生産物に分類される。</p>

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.5 を一部修正。

⁹ その後、受取配当金については、生産物分類に含めず、それに関連したものとして付記することとされた。

【持株会社等】

生産物分類名	定義
持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)	(統合分類) 持株会社が子会社等の株式を保有し、経営権を取得した子会社の事業活動を支配するサービスをいう。その対価として受取配当金を得る。
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	(統合分類) 持株会社がグループ運営のために子会社等に提供する各種のサービス、及びフランチャイズ本部等がフランチャイズチェーンを展開するために加盟店等に提供する各種のサービスをいう。その対価としてグループ運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料、ロイヤリティ等の収益を得る。 受取配当金は別掲の「持株会社における子会社等の株式保有サービス」に分類される。 資産の賃貸料・使用料収入は、該当する別掲の賃貸サービスに分類される。 その他の事業活動により得られた収入は、該当する別掲の生産物にそれぞれ分類される。
経営指導サービス	持株会社がグループを統括する立場から、子会社等に対して経営上又は営業上の指導・管理を行うサービス、又はフランチャイズ本部等がフランチャイズチェーンを統括する立場から、加盟店に対して経営上の指導やノウハウの提供等を行うサービスであり、その対価として経営指導料、経営管理料等を得るものをいう。
商標(ブランド)使用許諾サービス(ロイヤリティ)	持株会社又はフランチャイズ本部等が、その保有する商標(ブランド)を子会社又は加盟店に使用させ、その対価としてロイヤリティ、商標(ブランド)使用料を得るものをいう。
その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	持株会社又はフランチャイズ本部等が、対価を得て、子会社又は加盟店に提供するその他の各種サービスをいう。具体的には、シェアードサービス等の対価としての業務受託料、業務委託手数料を含む。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, pp.5-6

表 8 本社、事業持株会社及び純粋持株会社別の生産物の対応

生産物分類名	本社	事業持株会社	純粋持株会社
本社サービス			
うち管理統括活動	○	○	×(注)
うち付随的活動 (人事、会計、広報、調達等)	○	○	×
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	×	○	○

注)純粋持株会社の管理統括活動は、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」として、対価を得て実施しているものと整理。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.6

表 9 海外の生産物との定義・範囲の比較

(総合)	(最下層・内訳)	日本	CPC・CPA	NAPCS
本社サービス	うち管理統括活動	○	○	○ ※企業内取引除く
	うち付随的活動 (人事、会計、広報、調達等)	○	×	○ ※企業内取引除く
持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)		○	○	○
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	経営指導サービス	○	×	×
	商標(ブランド)使用許諾サービス(ロイヤリティ)	○	○	○
	その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	○	×	×

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.7

3-2-4. 生産物策定研究会における検討

最後に、原案に対する研究会での検討について概観することとする。

研究会において「本社サービス」については、「本社サービスは理想的には、アウトソーシングできる「付随的活動」を除外し管理統括活動に限定した方がよい。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.1)という意見が出たが、「本社サービスの対象範囲について、統計調査において「管理統括活動」と「付随的活動」を区分することが難しく、また、本社サービスとアウトソーシングには代替性があると考えられることから、事務局案のとおり「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとするのでよいのではないか。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.1)という意見も出された。

「持株会社サービス」については、「持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサービスは、別の生産物としてもよいのではないか。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.2)や、「フランチャイズ本部が提供するサービスは、加盟店との間のサービスであり、持株会社が提供するサービスとは異なると思われる、フランチャイズ本部と持株会社のサービスは区分すべきである。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.2)といった意見が出された。また、事務局側の提出資料において示された「フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはない」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.8)という見解についても疑義が示され、引き続きヒアリング等により情報収集し、検討を続けることとなった。

4. むすびにかえて

以上のように、我が国初の生産物分類策定は、海外の諸生産物分類を参考にしつつ、我が国の社会・経済上の諸要因を考慮した議論を踏まえて進められている。1-3 で述べたように、こうした分類策定作業は、基本的には産業分類にもとづく区分での分類原案の作成、及び研究会での検討を通じて行われている。第16回時点で、今回のサービス分野の生産物分類策定の対象となっている産業分野の多くが、少なくとも一回は、研究会での検討を終えている。しかしながら、まだ研究会

での検討が行われていない分野もあり、また、二回目の研究会での検討作業が必要な分野も多い。

サービス分野の生産物分類策定は、すでに述べたように、2018 年度末の完了を予定している。しかしながら、完了に至るまでには、上述したような産業ごとの検討に加え、生産物分類全体に関わる課題も残っている。例えば、「用途の類似性」、「サービスの委託」、「パッケージサービス」といった課題は、今後も特に慎重な議論が必要な課題である。以下では、本稿のむすびにかえてこれらの課題について概説していくこととする。

すでに述べたように、生産物分類策定における分類の基準として、①生産物の需要先、及び②生産物の代替性の二つの観点を持つ、「用途の類似性」が採用された。①の「生産物の需要先」という観点は、より具体的に言うと「中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)ということになる。これに対して、②の「生産物の代替性」という観点は、「代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)ということである。

例えば、通信サービスの場合、「需要先」に着目すれば「事業者向け or 一般消費者向け」の区分が考えられるが、「代替性」や「サービスの違い」に着目すれば「音声通信 or データ通信」の区分も考えられる。このような場合、何を「用途の類似性」(又は違い)と考えるべきかといった問題が生じることになるのである。

「サービスの委託」の問題も、生産物の需要先と代替性に関連する問題と言える。例えば、福祉サービスを自治体自らが行う場合と民間企業に委託する場合について考えると、生産物の需要先(産業連関表における産出先)は異なるが、利用されるサービスは「福祉サービス」という同じ生産物である。このようなサービスを別の生産物として設定すべきか否か、というのが「サービスの委託」の問題である。

「パッケージサービス」の問題は、例えば、ウェディングサービスは、一般的に、挙式、披露宴、貸衣装、写真撮影などの複数のサービスをまとめたパッケージサービスとして提供されることが多いが、こうしたパッケージサービスを構成する個々のサービスが、単品で提供される場合もあるため、パッケージサービスを生産物分類においてどう取扱うべきかという問題である。現時点では、個別サービスの把握可能性が乏しい場合はパッケージサービスとして扱う、として分類作成を進めることとしているが、パッケージサービスは多くの分野に存在しており、扱いが難しい問題となっている。

以上のように、生産物分類の策定作業完了のためには、検討が必要な分野又は課題がまだ残っている。統計の精度向上に資する分類策定のため、更に検討作業を着実に進めていきたい。

参考文献

- [1]United Nations (2015) *Central Product Classification (CPC) Version 2.1*, New York.
- [2]総務省(2009)『公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 21 年 3 月 13 日)』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000283571.pdf.
- [3]総務省(2014)『公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 26 年 3 月 25 日)』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000536498.pdf.
- [4]総務省政策統括官(統計基準担当)(2014)『平成 25 年度 統計法施行状況報告』

- http://www.soumu.go.jp/main_content/000296169.pdf。
- [5]総務省政策統括官(統計基準担当)(2017a)『生産物分類策定の基本的な考え方(修正案)』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000514317.pdf。
- [6]総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)『個別分野の検討について(L 学術研究, 専門・技術サービス業(第1回))』http://www.soumu.go.jp/main_content/000518228.pdf。
- [7]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018a)『研究会における議論を踏まえた修正等について(L 学術研究, 専門・技術サービス業(第1回))』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000537515.pdf。
- [8]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018b)『本社及び持株会社のサービスの取扱いについて(案)』http://www.soumu.go.jp/main_content/000550389.pdf。
- [9]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018c)『第11回生産物分類策定研究会 議事概要』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000550511.pdf。
- [10]統計改革推進会議(2017)『統計改革推進会議の最終取りまとめ』
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf。